

公契約に関する基本法の制定を求める意見書

景気の低迷などによる厳しい財政状況の下で、国や地方自治体においては、公共サービスの効率化やコストダウンが求められている。

このような中で、公共事業や業務委託・物品調達業務において、過当競争による低価格・低単価の契約・受注や、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題も生じている。

特に、業務委託に係る人件費は、物件費として扱われるために、労働基準法や最低賃金法等の遵守状況が発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃金低下や解雇の不安にさらされている。

このような状況を打開し、働きがいのある真の豊かさを実感できる社会を実現するためには、公正な取引や公正労働基準の確保並びに労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。

我が国においては、ILO第94号条約（公契約における労働条項に関する条約）は批准されていないが、企業の健全経営及び適正な労働条件の確保のために、公契約に関する基本法を制定すべきである。

よって、国においては、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とすることなどを内容とする公契約基本法を速やかに制定し、もって良質な公共サービスの安定的提供とその事業に関わる企業の健全経営及び安全で適正な労働条件の確保につなげることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

和歌山県議会議長 谷 洋一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣